

## 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年3月5日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

### 記

1. 公示件名：カンボジア国コンポンチャム州における教員養成大学  
設立計画準備調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：カンボジア国コンポンチャム州における教員養成大学設立計画準備調査（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：24a00864

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年3月5日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：カンボジア国コンポンチャム州における教員養成大学設立計画準備調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2025年5月～2026年2月  
上記の契約履行期間を分割する想定はありません。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払いの設定<sup>2</sup>

本契約については、部分払いの設定は想定しておりません。

---

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

<sup>2</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

## 2. 担当部署・日程等

### (1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先 : outm1@jica. go. jp

### (2) 事業実施担当部

人間開発部 基礎教育グループ 基礎教育第一チーム

### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	資料ダウンロード期限	2025年3月11日まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年3月11日 12時まで
3	質問への回答	2025年3月14日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2025年3月21日12時まで
5	プレゼンテーション	本件では行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2025年4月8日 14時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先 : <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

## 3. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（最新版）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

## (2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません

## (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としません。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成要領に記載の配付資料

## 5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

### (1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先： <https://forms.office.com/r/VqwTGymGat>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていません。

### (2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4. (3) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

- (3) 提出書類
- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
  - 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）
- (4) 電子入札システム導入にかかる留意事項
- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
  - 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 7. 契約交渉権者の決定方法

### (1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。**

### (2) 評価方法

#### 1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙2「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

## 2) 評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

### ① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

## 3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：最低見積価格／それ以外の者の価格×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4.（2）に示す上限額の 80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8）/N×100 点

\*最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%を N として計算します。

## 4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 90：10 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.9＋（価格評価点）×0.1

### (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2. (3) 日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

### (4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

## 8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 9. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2) 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供しているその他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設

計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

## 10. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

#### 1. 企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。また、応募者がプロポーザルの中で行った提案について特筆すべき箇所があれば、その記述箇所を、発注者が指定した項目とは分けてリストに記載ください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  - ①特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）
  - ②直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）
  - ③共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）
- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場

合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

☒プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、第3章に示す関連資料を参照してください。

## 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	日本が無償資金協力として実施することの意義を踏まえた、デジタル技術の活用を含む日本の無償資金協力による付加価値。	第4条(11)
2	先行調査「教員養成大学建設計画」および既存事業「教員養成大学設立のための基盤構築プロジェクト」「教員養成大学強化を通じた基礎教育の質改善プロジェクト」を踏まえた効果的な調査についての提案	第3条(9)

### 【2】 特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

#### 第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される業務を遂行し、調査の中で特定された事業(以下「本事業」という。)を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を精査するとともに、適切な概略設計・事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

#### 第2条 業務の背景

別紙1のとおり。

### 第3条 実施方針及び留意事項

#### (1) 無償資金協力事業の検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業を対象とする無償資金協力事業の検討資料として用いられる。このため、事業内容の計画策定については、調査過程で随時十分発注者と協議し、承認を得ること。
- 報告書や各種資料の作成に当たっては、発注者が提示する資料等に基づいたものとする。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。
- 本事業の本邦での検討過程において、事業内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま無償資金協力事業として決定されるとの誤解を与えないよう留意すること。

#### (2) 参考資料

- 共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

##### ① 公開資料

#### (ア) 設計・積算にかかるガイドライン等（以下「設計・積算にかかるガイドライン等」という。）

協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）

同「補完編（土木分野）」（2023年4月）

同「補完編（建築分野）」（2023年4月）

同「機材編」（2023年4月）

施設・機材等調達方式（現地企業活用型）に係る概略事業費積算マニュアル（改訂版）（2021年4月）

コミュニティ開発支援無償資金協力案件に係る概略事業費積算マニュアル〔小中学校・保健センター建設編〕（2015年1月）

#### (イ) 環境社会配慮ガイドライン（以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。）

国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月）

国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）

#### (ウ) 気候変動対策ツール（以下「気候変動対策ツール」という。）

気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）

気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）

☒ JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き

(エ) その他

☒ JICA 不正腐敗防止ガイダンス

☒ 無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン

☒ コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン  
(2022年10月)

☒ コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン (2022年10月)

□ ソフトコンポーネント・ガイドライン

☒ ODA 建設工事安全管理ガイダンス (以下「安全管理ガイダンス」という。)

☒ 資金協力事業 開発課題別の指標例 (以下「開発課題別の指標例」という。)

☒ 進捗報告・Project Monitoring Report (PMR)

☒ JICA グローバル・アジェンダ 開発途上国の課題に取り組む 20 の事業構想 | Towards a resilient, inclusive, and prosperous Africa | 国際協力機構

(3) 計画策定のプロセス

- 本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査、および同会議を受けた概略設計協議に関する現地調査を実施する。
- 以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、関係者と議論して内容を検討する。

(ア) 初回現地調査派遣前

- 既存資料等の分析を踏まえ、現地調査の計画等につき「インセプション・レポート」に取りまとめ、方針を検討する。

(イ) 概略設計協議前の現地調査帰国時

- 現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を検討する。

(ウ) 概略設計協議に関する現地派遣前

- 計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書(案)」に基づき計画内容を検討する。

(4) 発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わ

せること。

- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること（必要に応じて打合簿を作成すること）。

#### （５）関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
- 業務に先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているところ、かかる調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査を行うこと。
- 先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。
  - ① 「教員養成大学建設計画」（2017年）
  - ② 「教員養成大学設立のための基盤構築プロジェクト」（2017年）
  - ③ 「教員養成大学強化を通じた基礎教育の質改善プロジェクト」（2024年）

#### （６）本業務における地理的な対象範囲

☒本業務における自然条件調査・社会条件調査・事業実施スケジュール・環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所のみならず、本事業を実施するに当たって必要かつ実施機関等相手国側により提供されるべき用地についても考慮に含まれることに留意すること。環境社会配慮については、建設用地・相手国側から提供される用地のみならず、事業による環境社会影響が及ぶ地域も調査対象となることに留意すること。

例：土取り場、土捨て場、工事用ヤード、工事用道路等の関連インフラ等

#### （７）環境社会配慮

- 本事業は、JICA 環境社会ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限と判断されるため、カテゴリ C に分類されている。
- 相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令／許認可手続きについて、必要なものは適宜参照・確認する。

#### （８）調達方式の検討方針（現地企業活用型による実施の場合）

□本業務では当該項目は適用しない。

☒本事業は施設・機材等調達方式（現地企業活用型）による実施（競争入札による 現地業者を選定）を想定しており、調査においては以下の点に留意する。

- 相手国に登録されている企業を対象とした競争入札を想定し、本業務を受注したコンサルタントが現地における入札、現地企業との契約・支払い支援、施工監理、調達監理等を行うことを前提に実施体制を検討すること。
- 現地企業の能力を慎重に分析し、本事業実施段階において必要と判断される場合は、本邦コンサルタントによる現地企業の施工管理支援（資機材の調達計画策定支援、施工図／製作図作成支援等）の実施も含め、円滑な事業実施、施工品質の確保に必要な対策を提案し、施工計画／調達計画等に反映すること。
- 入札公示から契約までの手続、工期遅延・契約解除等の懸念が生じた場合の法務面の対応について相手国実施機関の実施体制を検討し、弁護士または調達アドバイザーの配置の必要性の有無等も検討すること。
- 当該国周辺国においてコミュニティ開発無償または施設・機材調達方式（現地企業活用型）により実施した小・中学校建設または教員養成校建設案件における調達実績および施工実績の確認を行う。
- プロジェクトで現地企業を活用する場合の免税措置、免税対象となり得る事業・団体の種別、税の種類、免税に係る具体的な手続きについて情報収集を行う。
- 対象国におけるコンサルタント・施工業者にかかる登録制度及びランク・カテゴリー区分、対象国政府またはドナーによる同種の規模・内容の工事の入札参加資格に関し情報収集を行う。特に、登録制度及びランク・カテゴリー区分については、審査・評価基準、登録の更新頻度、同一ランク・カテゴリーに区分される企業数等について情報収集を行う。また、対象国政府またはドナーの同種の工事については、工期およびコストに関し、実績について聞き取り調査を行ない、本プロジェクトで設定すべき入札参加資格の検討を行う。
- 対象国政府における公共調達の実施主体・手続決裁過程、入札公示から契約までの標準期間等について対象国における法制度上の根拠を含め、情報収集を行う。他ドナーにも聞き取り調査を行い、入札から契約までに要するプロセス・期間にかかる検討を行う。契約において、現地企業が提出を求められる各種保証について、補償の種類、発行主体、回収に要する手続・期間等をリストアップする。また、対象国における公共調達制度をもとに、本プロジェクトの入札から契約までのプロセスで留意すべき事項があれば取りまとめる。（特にカンボジア施工業者に限定した一般競争入札の可能性については、必ず確認す

る。)また、一般競争入札が困難な場合は、指名競争入札の可能性も合わせて確認する。

- 先方実施機関に対し、本プロジェクトにおける現地企業等に対する資金支払い方法の説明を支援し、実施段階における留意事項等を取りまとめる。
- 先方実施機関に対する聞き取り調査等をもとに、本プロジェクトで想定される規模の工事を受注して実施し得る現地企業をリストアップし、同事業者に対し、過去3年間の売上、過去5年間の施工元請としての受注実績、過去5年間の本プロジェクトと類似した工事の実績、過去5年間のドナーの建設工事の受注実績、大型トラック・給水車・コンクリートミキサー・発電機等の機材の保有状況、板金ベンダー・切断機・溶接機及び倉庫を備えた鋼製建具の製作所の所有の有無、従業員数・構成、前払保障等における銀行保証の取得可否等について情報収集を行う。また、過去3年間の財務諸表の収集等により、現地企業の財務状況を把握し、本プロジェクトの実施にかかる契約条件（支払回数、マイルストーン方式または出来高方式）の検討を行う。先方実施機関等への聞き取り調査、現地企業により施工された建築物の訪問調査を行い、リストアップした現地企業が本プロジェクトで想定される規模の工事を受注して実施できるキャパシティを有するかを総合的に検討する。技術的に対象国の業者のみで実施が困難もしくは困難と予想される場合には、その周辺国の業者を含めて調査を行う。リストアップする現地企業数は全体で10社程度を目安とするが、本プロジェクトの実施におけるロット数等を考慮してリストアップする現地企業数を決定する。
- 対象国における現地コンサルタント事情（会社数、業務内容、要員、技術力、資金力、費用など）を確認する。
- 資機材・労務、資機材の輸送ルート等の調達事情を確認する。
- 入札公示から契約までの手続、工期遅延、契約解除等の懸念が生じた場合の法務面の対応にかかる先方実施機関の実施体制を確認し、本プロジェクト実施における弁護士及び調達アドバイザーの配置の必要性を検討する。弁護士及び調達アドバイザーの配置が必要と判断される場合には、業務内容・配置期間等にかかる仕様書を検討し、配置における留意事項を含めて取りまとめる。
- 現地企業の技術レベル、施工管理（監理）能力等から、円滑な事業実施、施工品質の確保等が懸念される場合には、施工管理支援策（資機材調達計画策定支援、施工図作成支援）等の方策を提案し、第4条（13）施工計画／施工監理計画の立案等へ反映する。
- その他、関連資料を収集するとともに、本プロジェクトを検討する上で調達計画に留意すべき事項を把握する。

#### (9) クラスタ—事業戦略での本件の位置づけ

本業務では当該項目について特筆すべき事項はない。

本業務はクラスタ—事業では以下の点に留意する。

- 本事業は、発注者の進める [JICA グローバル・アジェンダ 開発途上国の課題に取り組む 20 の事業構想 | Towards a resilient, inclusive, and prosperous Africa | 国際協力機構<sup>3</sup>](#)の「教科書・教材開発を通じた学びの改善（クラスタ—）」に位置づけられる。本事業のインパクトの最大化のため、相手国内および周辺国における発注者の実施する既存事業との具体的な連携の可能性を追求すること。また、それら既存事業や関連調査の情報を最大限活用し、効果的な調査を実施する。想定する既存事業・関連調査は以下のとおり。
  - ① 「教員養成大学建設計画」（2017 年）
  - ② 「教員養成大学設立のための基盤構築プロジェクト」（2017 年）
  - ③ 「教員養成大学強化を通じた基礎教育の質改善プロジェクト」（2024 年）<sup>4</sup>

#### (10) 発注者の既存事業との連携可能性の検討

本業務では該当する関連既存事業はない。

- 本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既存事業（有償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等）との具体的な連携の可能性（共同での研修やセミナーの実施、共同研究等）を追求すること。
- 実施中である「教員養成大学強化を通じた基礎教育の質改善プロジェクト」（2024 年～2027 年）の案件と本事業での施設整備による、開発効果増大の相乗効果を向上に努めること。

#### (11) 相手国関係機関の調整

---

<sup>3</sup>保健医療、紛争、気候変動等、複雑化する開発課題に挑むため、20 の「JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）」を設定し、中でも重点的に取り組む事業のまとまりを「クラスタ—事業戦略」として、取り組みを強化している。

<sup>4</sup>既存事業・関連調査の設計及び施工時の課題、問題点、及び解決方法等について確認し、プロポーザルではそれらを踏まえた効果的な調査について提案すること。

□本業務では事業実施体制に記載する以外の機関との特筆すべき調整事項はない。

☒本事業の効果的な実施のため、以下の対応を行う。

- 事業実施体制を構成する教育省関係部局の組織に加え、関係するその他部局も必要に応じて、交え調査及び事業の進め方について検討を行うこと。

#### 第4条 業務の内容

##### (1) 業務計画書の作成

- ① 要請書及び関連資料の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第6条に従い、業務計画書を作成する。
- ② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

##### (2) インセプション・レポートの作成・説明

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポート（質問票含む）を作成する。
- ② 現地調査の冒頭に、発注者側からの調査団員と協力し、相手国政府・実施機関等にインセプション・レポートの内容を説明する。

##### (3) 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

- 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集、分析を行う。
  - 相手国の開発計画、当該セクターの上位計画・関連政策等の上位計画における本事業の位置づけ等
  - 本事業に関連する我が国及び他ドナーや国際開発援助機関の援助動向、事業内容及び教訓等

##### (4) 自然条件調査

□本業務では当該項目は適用しない。

☒概略設計・施工計画・積算について必要な精度を確保し、また事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が周囲の自然に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化する設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調査を行う。

- ① 地形測量（既存建物調査及び既存設備調査を含む）
- ② 地質調査

##### (5) サイト状況調査

本業務では当該項目は適用しない。

設計・施工計画、あるいは設置・維持管理計画の検討に必要な条件を把握するため、対象サイトの周辺状況に関する調査を行う（資機材の整備状況に関する調査を行う）。

① 既存施設・機材状況調査

既存施設・機材の利用・稼動状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況等

② 設置予定場所状況の調査

設置予定場所の広さ、機材配置、空調、電力（停電対策含む）等

③ 支障物件

建設用地内及び工事影響範囲にある上下水道、電気、電話回線、ガス、下水道等

④ 地形・地質測量

(6) 環境社会配慮にかかる調査

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

(7) ジェンダー視点に立った調査・計画

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

1) 現状調査

- カンボジアにおける教員数の男女別の統計データやジェンダー課題に関する情報を収集し、ジェンダー格差の状況を把握する。
- 既存施設視察、女性教員に対するヒアリングを行い、既存の教員養成施設に対するコメント及び改善案に関する情報を収集する。
- 施設計画（設計仕様、トイレなど）に対する具体的なジェンダー配慮事項を提案する。
- 他ドナー実施分も含む類似案件における女性への配慮に関する施策およびその実態を調査する。

2) 事業内容への反映の検討

- 実施機関と議論を行い、ジェンダー課題やニーズに対応するための設計、施工、運用時の対応を検討し、導入に努める。
- 設計段階の配慮例：女性のニーズに留意した施設や設備の設置（トイレ等の設計における女性の安全性や利便性の確保）

(8) 障害配慮に関する検討・計画

- 本業務では当該項目は適用しない。
- 本業務では以下の対応を行う。
  - 本事業の実施において、障害等に配慮したアクセシビリティの確保や、障害を理由とした差別や排除がなされないような設計・運用に関する提案を行う。
  - 実施機関と議論を行い、事業計画内に障害等への配慮する対応を盛り込む。

(9) 気候変動対策案件としての検討

- 本業務では当該項目は適用しない。
- 事業計画に当たって、気候変動対策（緩和・適応）に資する活動を事業計画に組み込むことを検討する。
- 本事業は事業実施により気候変動対策事業（緩和）に資する可能性があることから、「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（緩和策）」等を参考に、本事業を通じた緩和効果（温室効果ガス排出削減・吸収量）の推計を行う。
- 本事業は事業実施により気候変動対策事業（適応）に資する可能性があることから、「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（適応策）」の該当箇所等を参考に、本事業における気候変動リスク評価（気候変動により発生する影響・リスクの評価）を実施し、適応策（気候リスクの回避・低減策等）の特定、事業計画に当たっての適応策の事業への組み込みの検討・提案及び裨益人口（適応案件の受益者数）の推定を行う。

(10) 調達事情調査

- 本事業実施に必要な資機材（鉄筋、骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等）・労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。
  - ① 現地国内及び第三国における輸送状況の調査
  - ② 第三国を通過する場合を含めた通関手続き、免税手続きの整理
  - ③ スペアパーツの入手方法、アフターサービス体制の最新調達事情の調査
  - ④ 第三国調達の可能性の検討
  - ⑤ 調達上の留意事項のとりまとめ
  - ⑥ 調達、据付に関する、日本側と相手国側負担事項の区分の明確化
  - ⑦ 上記を踏まえた調達方針及び調達計画の策定

### (11) 施設、設備、機材計画調査

- 既存施設や機材の種類・仕様・数量、使用・稼働状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況、今後の整備計画等を調査し、適切な事業規模・対象サイトの選定に必要な検討を実施する。
- 検討結果を施設計画、機材・資材調達計画に反映する。日本製の機材を活用することが品質確保やライフサイクルコスト等の観点から望ましい場合は、積極的に活用することを検討する。
- 本事業の対象校では、他の教員養成大学によるサテライト講義配信、遠隔指導、遠隔模擬授業等の実施を想定しており、これらデジタル技術の活用に対応するための施設・機材整備について検討する。<sup>5</sup>

### (12) 基本計画／概略設計図の作成

- 各種調査に基づき、本事業の基本計画を作成する。基本計画の整理、確定にあたっては、その検討内容や最終判断の理由等を整理する。
- 基本計画に基づいた概略設計図を作成する。概略設計図には、施設／構造物全体の平面図／縦断図／標準断面図の図面を含める。

### (13) 施工計画の立案

本業務では当該項目は適用しない。

以下の施工計画について検討・作成する。

- ① 施工方針
- ② 施工上の留意事項
- ③ 施工区分（相手国負担工事との区分）
- ④ 品質管理計画
- ⑤ 資機材調達計画
- ⑥ 仮設計画（必要に応じて）
- ⑦ 実施工程
- ⑧ 資材ヤード・建設ヤード等の用地候補に係る検討
- ⑨ 施工期間中の通行の確保・交通安全等への配慮
- ⑩ 施工監理計画

- 本事業の施工監理計画についても、概略設計と施工計画を踏まえ、コンサルタントが行う施工監理の方針、体制、方法を検討し、取り

---

<sup>5</sup> 本計画は、残りの教員養成校を大学化するために必要な遠隔教育のモデルとなる事を意図するところ、将来的な教員養成大学間のネットワーク化を念頭においたデジタル技術を導入し、日本の無償資金協力としての付加価値創出を検討している。プロポーザルにおいて、活用可能なデジタル技術、及び、それを導入するための調査方針・方法について提案すること。

まとめる。

(14) 事業の維持管理計画の立案

- 本事業での整備対象施設に関する維持管理について、人的リソース・技術力・財政状況などを調査したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。
- 維持管理業務の実施体制・方法及び事業の維持管理費・更新費用を検討する。

(15) 技術支援計画の検討、計画策定

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 本事業で整備する施設／機材の運用維持管理を効率的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の計画内容を検討する。検討に際しては「ソフトコンポーネント・ガイドライン」に基づき、ソフトコンポーネント計画書を作成し、発注者の承諾を得る。
- ソフトコンポーネント計画の内容について、概略設計時に相手国政府・実施機関と概ね合意を得て議事録に記載する。

(16) 施工時の工事安全対策に関する検討

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 発注者から提供される「安全対策ガイダンス」も参考にしつつ、事業実施時に必要となる治安上の安全対策を検討し、案件別安全対策検討シート（案）を作成する。
- 施工時の工事安全対策に関する情報は発注者の現地事務所に蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で同事務所とすり合わせし、相手国政府・実施機関等から入手あるいは照会が必要な情報について同事務所に相談する。また、現地調査終了時には必ず同事務所に報告を行う。
- 施工計画の策定に際して、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集した相手国の工事安全／労働安全衛生に関する法律・基準に留意のうえ、最近の先行調査の事例も踏まえた上で必要な安全対策を検討し、概略設計に反映する。
- 上記安全対策の経費については、概略事業費の積算にあたって適切に計上する。

#### (17) 内部照査の実施

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計の正確性と品質の確保を目的として、発注者から提供される「内部照査について」に沿って、内部照査を実施し、結果を発注者に提出し、承諾を得る。
- 照査計画及び照査項目は、照査開始に先立って発注者に提示する。

#### (18) 相手国負担事項の整理

- 我が国無償資金協力スキームを踏まえ、本事業で協力対象とする範囲と、予定されている相手国側負担事項との責任分担の考え方を現地調査時に相手国側実施機関へ明確に説明する。
- 相手国側負担事項<sup>6</sup>（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁、費用を明確にし、進捗管理表を作成して、その着実な実施を相手国政府・実施機関に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。
- 相手国側負担事項については、相手国側の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるよう留意し、調査実施の早期の段階から相手国側及び発注者と十分に調整を重ねた上で検討する。

#### (19) 免税情報の収集・整理

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 免税措置等に関し、当該事業実施において関係する主要税目<sup>7</sup>を対象に、それぞれの税の名称、税率、計算方法、根拠法等を調査する。主要税目は、以下を含む。
  - 法人の利益・所得に課される税金（法人税等）
  - 個人の所得に課される税金（個人所得税等）
  - 付加価値税（VAT 等）
  - 資機材の輸入に課される税金や諸費用

<sup>6</sup> これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国側負担事項としてE/Nに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に、事業実施時の相手国側負担事項の根拠ともなる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

<sup>7</sup> 無償資金協力事業では免税が原則である。

- その他当該事業実施において関係する主要税目

- 各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その状況を詳しく調査する。
- 過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会(OCAJI)等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。
- 対象国の免税情報については、発注者が過去に取りまとめた免税情報シートがあるため、同シートをもとに調査の上、更新する。
- 免税情報は発注者の現地事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所に照会し、同事務所が有する情報を入手し、情報のアップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、相手国政府・実施機関と面談した際の情報（面談相手、内容、連絡先等）も提出する。

#### （20）現地調査結果概要の作成・説明

- 概略設計協議前に行う現地調査後、10日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。

#### （21）概略事業費の算出

- ① 我が国の無償資金協力の対象として計画する本事業の概略事業費を積算・設計にかかるガイドライン等を参照して積算する<sup>8</sup>。
- ② 積算の結果を「概算事業費積算内訳書」にとりまとめて発注者に提出する。
- ③ 概略事業費の算出にあたり、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

#### （22）想定される事業リスクの検討

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 事業実施中・実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。
- 事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方につ

---

<sup>8</sup> 積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性を良く検討し、資料の欠落や誤植・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

いて検討する。

### (23) 事業の評価指標の検討

- 事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。
- 有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。設定の際は資金協力事業の開発課題別指標例を参照する。

### (24) 事業概要の本邦企業への説明

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計協議前に、本事業への応札を検討する本邦企業<sup>9</sup>に対して事業実施に重要なポイント（事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業等）を説明する事業説明会<sup>10</sup>を発注者が開催するので、受注者は調査結果の説明を行う等、同説明会の実施を支援する。同説明会において企業から出た質問やコメントに対する対応を発注者と調整し、調査結果に反映させる。

### (25) 協力準備実施報告書（案）の作成

- 調査全体を通じ、その結果を協力準備調査報告書（案）として取り纏め、内容について発注者とすり合わせる。

### (26) 協力準備調査報告書（案）の説明

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 概略事業費を含めた協力準備調査報告書（案）の内容を相手国政府・実施機関等に説明する。
- 相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・検討する（特に維持管理体制の整備と必要な予算／財源の確保、環境社会配慮等）。
- 協力準備調査報告書は、調査完了後速やかに概略事業費の記載を除く内容を公表すること、本事業に関する業者契約認証後には概略事業費を含む全内容

<sup>9</sup> OCAJI 等の関連業界団体を含む

<sup>10</sup> 事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業等。

を公表することを、相手国政府・実施機関等に説明する。

## (27) 協力準備調査報告書の作成

- 相手国政府・実施機関等への協力準備調査報告書（案）の説明を踏まえ、協力準備調査報告書を完成させる。
- 本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として協力準備調査報告書（先行公開版）<sup>11</sup>も作成する。
- 本業務では完成予想図も含めて作成する。

## 第5条 成果品

□本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、相手国実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
インセプション・レポート	初回現地調査前	英語	電子データ	
現地調査結果概要	概略設計協議調査前	日本語	電子データ	
協力準備調査報告書（案）	解析後	日本語	電子データ	
		英語	電子データ	
デジタル画像集	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
進捗報告書 <sup>12</sup> の初版	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
免税情報シート	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
概要資料（案）	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
協力準備調査報告書 （先行公開版）	契約履行期限末日	日本語	CD-R	2 部
		日本語	製本	3 部
協力準備調査報告書 （最終成果品）	契約履行期限末日	日本語	CD-R	2 部
		日本語	製本	6 部
		英語	CD-R	2 部
		英語	製本	6 部

<sup>11</sup> 協力準備調査報告書には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。

<sup>12</sup> Project Monitoring Report (PMR)

概略事業費積算内訳書 (最終成果品)	契約履行期限末日	日本語	CD-R	2部
機材仕様書 (最終成果品)	契約履行期限末日	日本語	CD-R	2部
調査データ	契約履行期限末日	作成言語	電子データ	

- 本業務を通じて収集した資料および調査データは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等の第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

- 共通仕様書第6条に記された内容

(2) インセプション・レポート・現地調査結果概要・協力準備調査報告書

(案)、概略事業費積算内訳書、デジタル画像集、免税情報シート、協力準備調査報告書

- 「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」に示された内容

(3) 概略事業費積算内訳書・機材仕様書

- 設計・積算にかかるガイドライン等に示された内容

(4) 進捗報告書の初版

- 「進捗報告・Project Monitoring Report (PMR)」に示された内容

(5) 調査データ

- 位置情報<sup>13</sup>の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。

<sup>13</sup> 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

- ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。
- Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを含めたもの。

## (6) 環境社会配慮に関する資料

### 第6条 再委託

- 本業務では、現地再委託の実施を想定していない<sup>14</sup>。
- 本業務では、以下の業務について、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	地形調査	建設予定敷地内 平板測量、縦横断測量	一式	定額計上
2	地質調査	建設予定敷地内ボーリング調査（深さ15m）2か所程度 標準貫入試験、室内試験等	一式	定額計上

### 第7条 機材の調達

- 本業務では、機材調達の実施を想定していない。
- 本業務では、以下の対応を行う。
- 業務遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則り適切な調達及び管理等を行う。
  - 本邦から携行する受注者の所有機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行う。

### 第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

<sup>14</sup> 再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

## 1. 基本情報

- (1) 国名：カンボジア王国
- (2) プロジェクトサイト：コンポンチャム州（約 90 万人）
- (3) 案件名：コンポンチャム州における教員養成大学設立計画（The Project for Expanding Teacher Education College in Kampong Cham Province）
- (4) 事業の要約：コンポンチャム州教員養成校の 4 年制教員養成大学への格上げに必要な教育施設・機材整備を行うもの。

## 2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における教育セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け  
カンボジア王国（以下「カンボジア」という。）における近代教員養成制度は、1980 年代以降の紛争復興期における変則的な短期研修から開始された。その後、正規の教員養成機関として「12+2 年制」（高等学校卒業後に 2 年間の教員養成課程受講）の小・中学校教員養成校が設置され、基礎教育の普及に貢献したが、教員の知識・授業実践力不足に起因する基礎教育の質の低さが問題となっており、15 歳の生徒の最終学習達成度は ASEAN の中でも最低レベルと指摘されている（PISA-D、2022）。カンボジア政府は、2023 年 8 月策定の「第一次五角形戦略」において、人的資本開発を重点分野に位置づけ、高度人材の育成を通じた継続的な経済発展を重視している。産業界が求める知識・技術を習得できる高度人材の拡充は生産性及び労働者の質の向上に寄与し、同国へ進出する日本企業の経済活動の観点からも重要性が高い。他方、高度人材育成には、前提として基礎力・実践力を備えた人材の育成が必要であるが、基礎教育における教員の知識・授業実践力不足に伴う生徒の基礎学力の欠如を一因に、高等教育への進学率が低迷（高校修了率 33.1%、大学進学率 17.9%、教育・青年・スポーツ省、2022 年）している。

こうした背景から、教育の質の向上の根幹を成す教員養成を強化すべく、カンボジア政府は全国の教員養成課程・教員資格の学士化（「12+4 年制」）を加速させている。教育・青年・スポーツ省（Ministry of Education, Youth and Sport。以下「MoEYS」という。）は、2024 年改訂の「教員戦略計画（2024－2028）」にて我が国が支援したプノンペン都及びバットアンバン州の教員養成大学 2 校をモデルとし、2028 年までに新たに 4 校（カンダール、コンポンチャム、プレイヴェン、タケオ州）を大学化することを決定した。これにより、同年までに小・中学校教員養成課程を有する計 6 校の教員養成大学が整備され、中学校教員養成課程はすべて学士化される予定である。

整備予定4校の中でもコンポンチャム教員養成校は、へき地の多い同国東部の小・中学校の教員養成を中心的に担う好立地に位置する。また、同校と他の教員養成大学間を遠隔で接続し、サテライト講義や遠隔講義を通じて、先行する教員養成大学の成果の展開により大学化するモデルケースとなり、質の高い大学教官が不足する同国において、カンボジア政府による自立的かつ効率的な残る3校の大学化に寄与する。さらに、同校の大学化が我が国の支援で確立した4年制教員養成課程をカンボジア全土へ展開するための足掛かりとなることが期待される。

「教員養成大学拡大計画」（以下、「本事業」という。）は、コンポンチャム州教員養成校において、MoEYSが4年制格上げに必要と定める教育施設・各教科機材整備を行うことで、教育の質に係る課題解決を図るものであり、同国の「第一次五角形戦略」においても質の高い経済成長に不可欠な優先度の高い事業として位置付けられている。

（2）教育セクターに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置付け（特に自由で開かれたインド太平洋（FOIP）等の主要外交政策との関連）

対カンボジア王国国別開発協力方針（2024年4月）では、重点分野「持続可能で公平な成長の実現」において基礎教育を含む教育の質向上やデジタル基盤の整備の重要性が挙げられている。対カンボジア王国 JICA 国別分析ペーパー（2024年3月）では「産業多様化と活力創出」が重点課題と分析し、JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）における重点方針「教員の能力強化」に該当することから、本事業はこれらの方針・分析に合致する。

無償資金協力「教員養成大学建設計画」（2017年G/A署名）では、プノンペン都及びバタンバン州で、同国初の4年制教員養成大学2校の設立を支援した。2022年の両校からの最初の卒業生（小中学校の教員）の質の高さがカンボジア政府から高く評価されている。本事業は、2校で確立した教員養成モデルを全国に拡大させるにあたり、へき地を多く抱える同国東部の拠点となる教員養成校の大学化を支援するものである。

（3）他の援助機関の対応

世界銀行、アジア開発銀行、国際連合児童基金（UNICEF）等が基礎教育のアクセス、質の向上への支援を行っており、初等教育を中心にNGOの協力も実施されている。我が国は、世界銀行の教育分野の国際基金であるGlobal Partnership for Educationのカンボジア向けプログラムの活用や、世界銀行、UNICEF、国際連合教育科学文化機関と連携した教員養成分野に対する支援を進めている。さらに、世界銀行は、タケオ州及びプレイヴェン州の教員養成校の4年制への格上げを検討しており、我が国支援によりプノンペン都及びバタンバン州でモデル化した教員養成大学を展開させる上で、本事業との相乗効果が期待できる。

#### (4) 本事業を実施する意義

本事業は、同国の開発課題・開発政策、我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、教員養成大学の学習環境の整備により、全国における質の高い教員養成のための基盤構築を図り、もって基礎教育の質向上に貢献する。従って、SDGs ゴール 4 に資する事業であることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

### 3. 事業概要

#### (1) 事業概要

##### ① 事業の目的

コンポンチャム州の教員養成校において、同校を 4 年制教員養成大学へ格上げするために必要な教育施設・各教科機材整備を行うことにより、同校で育成される教員の能力向上を図り、もって 4 年制教員養成体制の強化及び基礎教育の質の向上に寄与するもの。

##### ② 事業内容

###### ア) 施設、機材等の内容

【施設】特別講義・実習棟（大講義室、理科実験室、サテライト講義室、デジタル実習室等、延床面積合計約 3,100 m<sup>2</sup>）、講堂（延床面積合計約 1,400 m<sup>2</sup>）（詳細は協力準備調査にて確認する。）

【機材】各教科機材、教育実習機材等（詳細は協力準備調査にて確認する。）

イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容： 詳細設計、施工・調達監理、機材の利用法の研修等（詳細は協力準備調査にて確認する。）

ウ) 調達・施工方法：建設資材は現地調達、主要機材については本邦調達を想定している。（詳細は協力準備調査にて確認する。）

##### ③ 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：事業対象の教員養成大学の学生：約 1,000 人

事業対象の教員養成大学の教官：約 100 人

最終受益者：教員養成大学卒業生の赴任先（小学校）の児童：約 204 万人

教員養成大学卒業生の赴任先（中学校）の生徒：約 66.2 万人

##### ④ 他の JICA 事業との関係

技術協力「教員養成大学強化を通じた基礎教育の質改善プロジェクト」（2024 年～2027 年）は、教員養成大学教官の指導実践能力強化を目的とし、附属校と連携した授業研究活動等を支援しており、本事業対象のコンポンチャム州においても教官育成を行い、対象校の大学化をハード・ソフト両面から支援することで、本事業との相乗効果が期待できる。加えて、「12+4 年制」教員養成体

制の全国展開に向け、MoEYSに派遣されている「教育政策アドバイザー」を通じて政策面から支援する。

(2) 事業実施体制

- ① 事業実施機関／実施体制：教育・青年・スポーツ省（Ministry of Education, Youth and Sport）
- ② 他機関との連携・役割分担：特になし。
- ③ 運営／維持管理体制：維持管理は MoEYS 及び対象の教員養成大学が行う。

(3) 安全対策：調査において、事業を実施する際に予見される脅威とこれへの対策の検討に必要な情報を収集し、対策を検討する。

(4) 環境社会配慮 カテゴリ分類： A B C FI

(5) 横断的事項：障害配慮

＜活動内容／分類理由＞インクルーシブ教育の視点を取り入れ、障害のある学生も学べるよう配慮した、施設のバリアフリー設計を検討する。

(6) ジェンダー分類：【確認中】 GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）

＜分類理由＞協力準備調査にて、施設・機材がジェンダー視点に立ったものとなっているか確認する。教員及び学生の女性比率を確認し、女性が少ない場合は要因分析を行う。その上で、施設設計や機材選定におけるジェンダー視点の組み込み、女性の教員・学生を増やす取組について検討する。また、定量的効果指標の「初中等教育学位課程在籍者数（4年制養成数）」について、女性の数・比率に関する目標値設定などを検討する。

(7) その他特記事項：特になし。

**4. 事業効果**

(1) 定量的効果

指標名	基準値（2024年実績値）	目標値（2033年） 【事業完成4年後】
コンポンチャム教員養成大学における初等・前期中等教育学位課程在籍者数（4年制養成数）（人/年）	285（※1）	1,000（※2）
コンポンチャム教員養成大学（4年制課程）卒業生の教授能力における向上率（%）	-	20（※3）

(※1) 基準値は、2年制課程の在籍学生数である。

(※2) 目標値は、先行案件実績より算出（初等教育課程（150名）＋前期中等教育課程（100名）×4学年）。協力準備調査で詳細を確認する。

(※3) 先行案件実績等を鑑み、カリキュラム達成度や卒業成績を踏まえて2年制課程の卒業者の教授能力と比較する。測定方法を含め協力準備調査で詳細を確認する。

(2) 定性的効果：

- ・ 教員養成課程の教育の質の改善（学習環境に対する学生の満足度の向上、教育環境・学校運営環境・授業運営環境に対する教職員の評価の向上）
- ・ 教員養成大学の卒業生における教育方法論に関する専門知識及び授業実践力の向上

## 5. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ニカラグア共和国向け無償資金協力「リバス県・ボアコ県及びチョンターレス県基礎教育施設建設計画」（評価年度2010年）の事後評価等では、施設の維持管理・修繕について、日本側コンサルタントが頻度・分担・方法・資材調達方法等について具体的に維持管理マニュアルを取り纏め、相手国実施機関・学校に共有すべきであったことを教訓としている。本事業では、施設機材の維持管理マニュアルを取り纏め、学校運営側と密な情報共有を行うことで、事業後の運営・維持管理体制の強化を図る。

以上

[別紙資料] 教員養成大学拡大計画 環境社会配慮

「コンポンチャム州における教員養成大学設立計画」 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：C
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

以上

「教員養成大学拡大計画」 地図



Map No. 3860 Rev. 4 UNITED NATIONS  
January 2004

Department of Peacekeeping Operations  
Cartographic Section

出典 : United Nations (Cambodia | Geospatial, location data for a better world (un.org))  
より JICA 作成

-  本事業対象教員養成校
-  整備済み教員養成大学
-  整備計画対象の教員養成校

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：教育関連施設・機材整備にかかる各種調査

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です）。

##### 4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4-4）

##### 5) 現地業務に必要な資機材

##### 6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／（2号）

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

##### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：カンボジア国及び全途上国
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程 カレンダーは削除

- 1) 事前準備：2025年5月
- 2) 第一回現地調査：2025年6月～7月
- 3) 第一回国内解析：2025年7月～11月
- 4) 概略設計ドラフト説明：2025年12月
- 5) 国内整理：2025年12月～2026年1月
- 6) 概略設計概要資料提出：2026年1月
- 7) 最終報告書提出：2026年2月

(2) 業務量目途

- 1) 業務量の目途  
約16.04人月

- 2) 渡航回数  
の目途 全8回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 地形測量
- 地質調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

なし

2) 公開資料

- カンボジア教育・青年・スポーツ省「教員戦略計画（2024－2028）」  
[Ministry of Education, Youth and Sport](#)
- カンボジア政府「第一次五角形戦略」（2023～2028 年）  
[Pentagonal Strategy - Phase I | The National Council for Sustainable Development](#)
- JICA「カンボジア王国教員養成大学建設計画準備調査報告書」  
[JICA 報告書 PDF 版 \(JICA Report PDF\)](#)
- JICA「カンボジア国教員養成大学設立のための基盤構築プロジェクト プロジェクト業務完了報告書」  
[12375283.pdf](#)
- JICA「教員養成大学強化を通じた基礎教育の質改善プロジェクト 事業事前評価表」  
[2023\\_202207666\\_1\\_s.pdf](#)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（英語⇄クメール語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA カンボジア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に

地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

### 3. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（最新版）」を参照してください。

URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

#### （1）報酬について

報酬単価（上限額）については、別添資料2「報酬単価表」の1.の「（2）国内業務／国内業務が主体の場合」に記載のとおり、報酬単価を定めず、直接人件費、その他原価、一般管理費等を直接積算ください。

見積書の様式は以下のURLに掲載しています。

URL：

[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

#### （2）契約期間の分割について

第1章「1.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

但し、本件では該当ありません。

#### （3）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

**【上限額】 62,166,000円（税抜）**

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

#### （4）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

#### （5）定額計上について

**本案件は定額計上があります（2,000,000円（税抜））。**

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	地形調査	第2章 特記仕様書案 第4条（4）	1,000,000円	調査費一式	再委託経費
2	地質調査	第2章 特記仕様書案 第4条（4）	1,000,000円	調査費一式	再委託経費

#### （6）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

#### （7）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

#### （8）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(9) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。  
(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

(10) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(11) その他留意事項

別紙2：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	—	
イ) 作業計画	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(—)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(—)	(4)